

## 役員報酬等支給規程

### (総則)

- 第1条 財団法人国土計画協会の役員に対する報酬等の支給に関しては、この規程の定めるところによる。
- 2 本規程で役員とは、理事（会長、理事長及び常務理事を含む）及び監事をいう。

### (原則)

- 第2条 役員は無給とする。

### (例外)

- 第3条 前条の規定にかかわらず常勤の役員（以下「常勤役員」という。）については、給与及び通勤手当（以下「報酬等」という。）を支給する。
- 2 給与は、毎月の給料と年2回の賞与として支給する。
- 3 この場合、事務局職員を兼務する常勤役員の報酬等は、「給与規程」で定めるところによる。

### (報酬等の額)

- 第4条 常勤役員の給与は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に定める指定職俸給表四号俸を基準として、会長が定めた額とする。
- 通勤手当は、交通機関の定期券購入費の実費とする。

### (報酬等の支給方法)

- 第5条 給料の支給は、毎月25日（支給日が休日の場合は、順次前日に繰り上げる。）とする。
- 2 賞与の支給日は、毎年6月20日及び12月10日（支給日が休日の場合は、順次前日に繰り上げる。）とする。
- 3 通勤手当の支給日は、通勤定期券を購入したときとする。

### (新たに常勤役員となった者の給料)

- 第6条 新たに常勤役員となった者には、その日から給料を支給する。

### (常勤役員でなくなった者の給料)

- 第7条 常勤役員が退職、解任又は死亡により、常勤役員でなくなったときは、その日まで給料を支給する。

(給料の日割計算)

第8条 前2条の規定により給料を支給する場合であって、その月のうちに常勤役員でなかった日があるときは、その給料の額は、給料月額から、同額に常勤役員でなかった日の日数の数を30で除して得た数を乗じて得た金額に相当する額を控除した額とする。

(賞与の計算)

第9条 6月期の賞与は、6月1日現在の在職役員で過去6ヶ月の勤務期間に対して支給するものとし、12月期の賞与は、12月1日現在の在職役員で過去6ヶ月の勤務期間に対して支給するものとする。

(退職金)

第10条 常勤役員で退職する者に対して、退職金を支給することができる。ただし、事務局職員を兼務する常勤役員については、「退職手当規程」に定めるところによる。

(退職金の額)

第11条 前条の退職金は、常勤役員が1年以上在職し退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 前項の退職金の額は、常勤役員の給与年額の12分の1に勤務月数を乗じて得た金額の12分の1とし、更に在職期間が満3年を越すものに対しては1ヵ年につき、その百分の1を増すこととする。

3 退職金の算定の基礎とする在職期間は、本協会の役員となった日の属する月から退職した日の属する月までの期間を通算する。

附 則

1 この規程の関して必要な事項は会長が別に定める。

2 この規程は平成12年10月18日から施行する。

平成14年3月28日一部改正

平成14年8月23日一部改正

財団法人 国土計画協会

## 常勤役員報酬細則

役員報酬等支払規程 第4条 給与の額を年棒13,500,000円以下と定める。

(附則)

この細則は、平成12年8月16日より施行する。

改正 平成18年4月1日

改正 平成22年4月1日